

広島県告示第871号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和6年9月26日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	愛媛県西条市北条 962 番地 59 株式会社ガルバ興業 代表取締役 菊川 美仁
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市沼田西町小原 73 番地 46 号 株式会社ガルバ興業 三原工場

2 申請の内容

63-ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 1 基を廃止し、63-ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 3 基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 63-ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 1 基 廃止

(その2) 新設

種	類	63-ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (スクラバーNo. 3、4、5)
寸	法	(縦) 6.6m × (横) 2.9m × (高さ) 6.4m
能	力	1,188,000m ³ /日 (HCl ガスの処理)
工期	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後直ちに

等	使用開始予定年月日	完成後直ちに	
使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	AM8時～AM2時 18時間 (季節的変動なし)	
	原材料(消耗資材を含む。)の種類、 使用方法及び1日当たりの使用量	水 6,000kg	
	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度(単位:水素指数)	6	5
	生物化学的酸素要求量	10	15
	化学的酸素要求量	10	15
	浮遊物質	20	30
	窒素含有量	40	70
	燐含有量	1	2
	ノルマンヘキササン抽出物質含有量	10	15
	溶解性鉄含有量	10	15
	亜鉛含有量	0	0
	カドミウム及びその化合物	0	0
鉛及びその化合物	0	0	
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	0	0	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	18	19	
その他参考となるべき事項		同型施設3基設置 排出される汚水等の1日当たりの量(単位: m ³)は3基合計	

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年9月26日から令和6年10月16日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境課